平成２２年（フ）第２９号
長崎県長崎市岩見町18番15号　メゾンアプリカット５号室、旧住所長崎県長崎市麹屋町５番26号
債務者　永石留美子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４号
宮城県白石市字大畑一番112番地
債務者　佐藤　正博
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第２０号
宮城県角田市角田字大町４番地10
債務者　根本美和子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第２１号
宮城県角田市角田字大町４番地10
債務者　市場裕美子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第２４号
宮城県柴田郡村田町大字菅生字鍛治谷88番地
債務者　鈴木　勝美
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第２５号
宮城県柴田郡村田町大字菅生字鍛治谷88番地
債務者　鈴木けい子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第２７号
宮城県柴田郡大河原町字新南41番地12―102号
債務者　高橋　重村
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第４０１号
長野県安曇野市明科七貴10206番地２
債務者　内川　和幸
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２６号
長野県松本市筑摩３丁目９番６号
債務者　田幡　惠子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１４号
長野県諏訪市沖田町１丁目99番地
債務者　河西　理恵
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第７４５号
岐阜市日野東３丁目９番11号
債務者　伊藤　克己
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８２５号
岐阜県岐阜市茜町127　ロイヤル小塩Ⅱ201号、住民票上の住所岐阜市天池１丁目13番28―228号　アマイケヤマト
債務者　和田あさ美
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８３８号
岐阜市東川手４丁目87番地２
債務者　弘田　行夫
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２３号
山口県宇部市大字西岐波1218番地５
債務者　児玉　宏史
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第５３号
徳島県阿南市柳島町六反地136番地１
債務者　宮﨑　太市
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第６５号
熊本県天草市五和町城河原２丁目1076番地
債務者　猪原　明臣
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第６６号
熊本県天草市五和町城河原２丁目1076番地
債務者　猪原　定子（旧姓口脇）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第６７号
熊本県天草市深海町692番地
債務者　本田さと美（旧姓口脇）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
熊本地方裁判所天草支部